# 和歌山県子宮頸がん検診精密検査協力医療機関登録要領

### 1 目 的

この要領では、市町村が実施する子宮頸がん検診で要精密検査とされた者が、和 歌山県子宮頸がん検診実施要領5に定める精密検査を適切に受診できるよう、一定 の要件を満たす医療機関の名簿を作成し、子宮頸がん検診の精度向上を図るため、 必要な事項を定める。

## 2 登録の要件

子宮頸がん検診精密検査機関登録の要件は以下のとおりとする。

なお、厚生労働省通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」に基づき国が 指定する病院及び県がん診療連携推進病院においては、専門医の氏名及び資格に関 する添付書類を省略することができる。

- ① 自院においてコルポスコープ検査を実施できること。
- ② 細胞診及び組織診を実施し、確定診断ができること(判定は他の医療・検査機関への委託可)。
- ③ 「意義不明な異型扁平上皮細胞( ASC –US: Atypical squamous cells of undetermined significance )」症例に対し、HPV 核酸検出検査を行えることが望ましい。
- ④ 精密検査を実施する医師として、日本産科婦人科学会の産婦人科専門 医が1名以上勤務していること。
- ⑤ ④の医師が非常勤の場合、検査後の出血等に対応できる医療機関を確保する 等、適切な対応ができる体制が構築されていること。
- ⑥ 精密検査結果を速やかに一次検診機関又は市町村に報告できること。
- ⑦ 子宮頸がん検診精密検査協力医療機関として、以下の内容について情報提供 されることに同意できること。

〔情報提供項目〕

- (1) 医療機関名
- (2) 所在地
- (3) 電話番号
- (4) 産科婦人科学会専門医在籍の有無

#### 3 新規登録手続

- (1)名簿への登録を希望する医療機関は、様式1により和歌山県福祉保健部健康局健康推進課(以下「健康推進課」とする。)に申請する。
- (2) 県は、申請書類を速やかに精査した上で、和歌山県生活習慣病検診管理指導協議会子宮頸がん部会において登録の可否について審査を行い、県が登録を決定する。
- (3) 県は、登録が決定した医療機関を名簿に追加し、市町村及び関係機関に配付するとともに、ホームページ上に掲載する。

## 4 登録の更新

- (1)登録の更新は、原則として3年毎に行うものとし、更新を希望する医療機関は健康推進課が指定する期日までに様式1により申請する。
- (2) 県は、登録の更新の可否について申請書類を速やかに審査した上で、決定する。

## 5 登録内容の変更及び登録の取消

- (1)登録された医療機関は、登録内容に変更が生じた場合は様式2により、登録の 辞退を希望する場合は様式3により、それぞれ健康推進課に届け出る。
- (2)登録された医療機関が要件を満たさないことが判明した場合、県は登録の取消または是正指導を行うことがある。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この要領は、平成28年10月1日から施行する。
- この要領は、令和4年4月1日から施行する。